

# 一般社団法人日本劇作家協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本劇作家協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、戯曲又は演劇に関する講座、セミナー、育成、調査、資料収集、助成、表彰、コンクール、自主公演、主催公演の事業を行い、もって、わが国における戯曲文学の普及発展に貢献し、あわせて海外の演劇関係者との交流を行うことによって、広くわが国の舞台芸術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、本邦及び海外において次の事業を行う。

- (1) 演劇図書館の創設、運営
- (2) 戯曲集の編纂と発刊
- (3) 戯曲賞の創設、授与
- (4) 劇作活動及び演劇に関する講座、講演、シンポジウム、セミナー、コンクール及び会議等の開催
- (5) 劇作に関する著作権、上演権、翻訳権ルールの確立
- (6) 海外の演劇関係者との交流
- (7) 演劇の自主公演、主催公演、後援及び演劇フェスティバルの開催
- (8) 戯曲、演劇に関する資料の収集、保存、管理、研究及び情報の提供並びに出版物の刊行
- (9) 戯曲文学、舞台芸術の著述者、実践者及び研究者並びにこれらを志す者に対する助成、助言、研修、表彰
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び評議員

(会員)

第5条 この法人に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 舞台芸術の劇作家であって、本協会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。その承認があったときに、この法人の会員となる。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会時及び毎年、会員は、評議員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第22条第2項所定の評議員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他のこの法人の規則に違反し、この法人の運営に著しい支障を与えたとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、この法人の会員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできず、既納の拠出金品は返還しない。

- (1) 第7条所定の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総評議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(評議員)

第11条 正会員の中から選出される評議員をもって、この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律<以下「一般法人法」という>上の社員をいう。以下同じ。）とする。

2 評議員の総数は14名とする。

3 評議員総数に占める男性と女性の比率をそれぞれ4割以上とすることを実現させるため、評議員のうち10名を選挙評議員、残る4名を推薦評議員とし、推薦評議員の選任方法についてクォータ制を採用することとし、その具体的内容は後掲第12条の2で定め

る。

- 4 選挙評議員は、第12条に定める評議員選挙に当選したときに社員となる。
- 5 推薦評議員は、第12条の2に定める手続により選任され、その任期が開始したときに社員となる。

#### (選挙評議員の選出)

- 第12条 選挙評議員の選出は、正会員を選挙権者、正会員のうち選挙後の最初の3月1日の時点で満71歳未満の者を被選挙権者とする選挙（以下、「評議員選挙」という。）による。
- 2 正会員は、評議員選挙における選挙権を他の正会員と等しく有し、会員期間の長短、年齢、性別、経歴、この法人への寄付その他一切の事由により差別されず、被選挙権についても前項に定める年齢制限以外一切差別されない。正会員以外の者は、評議員選挙の選挙権及び被選挙権を有しない。
  - 3 第1項の評議員選挙は、本法人の設立後、2012（平成24）年から2年毎の2月に実施することとし、選挙評議員の任期は、当該評議員選挙の終結の時に始まり、次の評議員選挙の終結の時に満了する。
  - 4 選挙評議員候補者は、被選挙権者のうち予め辞退する旨の届出を行った者を除くその余の全被選挙権者とし、評議員選挙は、各正会員が、正会員1名につき1通交付される投票用紙に印刷された候補者全員の氏名のうち、選挙評議員として選出すべき10名以内の者の氏名に所定の印を付して投票する方法による無記名秘密投票により行い、印1個を1個の得票として集計し、最も得票数の多い者から10名までを当選者とする。この場合、10名未満の氏名に印を付した投票は、その印を付された候補者が各1個の得票を得たものとし、10名を超える印を付した投票又は1名の氏名に複数の印を付した投票はすべて無効として集計し、10番目に同数の得票者がいた場合は抽籤により決する。
  - 5 選挙評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、第3項の評議員選挙の次点者以下得票の多い順に7名（得票が同数の場合には抽籤により決する。）を補欠の選挙評議員とする。補欠の選挙評議員の任期は、任期の満了の前に欠けた選挙評議員の任期の満了する時までとする。
  - 6 評議員選挙は選挙毎に構成される選挙管理委員会が実施し、選挙管理委員の選出方法及び選挙の実施方法の細目その他の評議員選挙を行うに必要な規則は評議員総会において定める。

#### (推薦評議員の選任)

- 第12条の2 推薦評議員は、正会員の中から選任されることとし、性別の員数について次のとおり定める。なお、以下において、「男性」とは劇作家としての社会生活において男性として扱われている者を意味し、「女性」とは劇作家としての社会生活において女性として扱われている者を意味することとする。
- (1) 選挙評議員10名のうち男性の員数が2名以下の場合には、推薦評議員4名全員について、男性の正会員の中から選任されなければならない。
  - (2) 選挙評議員10名のうち女性の員数が2名以下の場合には、推薦評議員4名全員につ

いて、女性の正会員の中から選任されなければならない。

- (3) 選挙評議員10名のうち、男性と女性の合計が8名以上であり、かつ、男性の員数が3名以上であり、かつ、女性の員数が3名以上である場合には、評議員総数14名のうち男性と女性の員数がそれぞれ6名以上となるように、正会員の中から推薦評議員4名を選任しなければならない。
- (4) 前掲(1)から(3)のいずれにも該当しない場合においては、評議員中の男性と女性の員数の差が最小となるように、推薦評議員を選任しなければならない。
- 2 会長は、選挙評議員が選出された後48時間以内に、選挙評議員全員に対し、会長が選定した推薦評議員の候補者の氏名を通知して、推薦評議員に選任することの書面同意を各候補者毎に求めなければならない。
- 3 会長が選定した推薦評議員候補者は、選挙評議員中6名以上の書面同意を得たときに推薦評議員に選任される。
- 4 会長が選定した推薦評議員候補者に関して、選挙評議員中6名以上の書面同意が得られないときには、会長は、当該推薦評議員候補者の選定を撤回して、新たな推薦評議員候補者を選定し、前掲第2ないし3項の手續に付す。
- 5 会長が選定した推薦評議員候補者4名全員に関して前掲第3項所定の書面同意が得られた時点で、従前の推薦評議員の任期は終了し、新たに選任された推薦評議員の任期が開始する。
- 6 推薦評議員の員数を欠くことになったときには、前掲第1項所定の選任基準に従い、前掲第2ないし3項の定める手續により、補充する推薦評議員を選出する。

#### (評議員の解任)

第13条 評議員総会は、評議員が次のいずれかに該当するとき、第22条第2項所定の特別決議により当該評議員を解任することができる。

- (1) 病気その他評議員としての任務に耐えられないとき
- (2) 評議員に著しい非行がありこの法人の社会的評価を著しく損なうおそれがあるとき
- (3) その他前掲各号に準じる解任すべき相当な理由があるとき

#### (評議員資格の喪失)

第14条 評議員は、次の各場合にその地位を失い、社員資格を喪失する。

- (1) 選挙評議員については第12条第3項所定の任期満了のとき、推薦評議員については第12条の2第5項所定の任期満了のとき
  - (2) 評議員総会において辞任が承認されたとき
  - (3) 第13条所定の評議員解任のとき
  - (4) 第9条所定の除名又は第10条所定の資格喪失により会員資格を喪失したとき
- 2 評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該評議員は、当該訴訟が終結するまでの間、一般法人法上の社員たる地位を失わないが、評議員の任期満了の日以降当該訴訟が終結するまでの間、評議員総会に出

席する権利を有さず、第17条所定の事項に関する第21条所定の議決権を有しないこととする。

(正会員による社員の権利の行使)

第15条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項の権利、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

#### 第4章 評議員総会

(構成)

第16条 評議員総会は、第12条所定の評議員選挙により正会員の中から選出された選挙評議員、及び、第12条の2所定の選任手続により正会員の中から選任された推薦評議員をもって構成する。

2 前項の評議員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 評議員総会は、第22条の定めるところにより、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書、予算収支書、並びに、資金調達及び設備投資見込を記した書類の承諾
- (6) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) この法人の運営に必要な規則の制定、変更、廃止
- (11) その他法令、又は、この定款で評議員総会の権限とされた事項

(評議員総会の種類及び開催)

第18条 この法人の評議員総会は、定時評議員総会、臨時評議員総会及び特別評議員総会とする。

2 定時評議員総会は毎年度5月に、臨時評議員総会は随時に、特別評議員総会は理事の選任を目的として毎年度2月に開催する。

(招集)

第19条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、評議員の3名以上が賛同するとき、会長に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、評議員選挙後新会長選任前の期間において会長が評議員の資格を有しない場合には、会長は議決権を有しない仮議長として議長の任を遂行し、評議員は評議員の中から議長を互選することができる。

(議決権)

第21条 評議員総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議要件)

第22条 評議員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第17条所定の決議事項中の次の事項については、特別決議事項とし、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 不可欠特定財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。但し、得票数が同数であるためいずれの候補者も過半数の賛成を得られない場合、又は、得票数が同数である者が定数を超える場合には、抽籤により決する。

(議事録)

第23条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
  - 3 この法人の会長は、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、評議員総会の決議によって正会員の中から選任する。理事のうち少なくとも4名は、評議員である正会員の中から選任しなければならない。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、評議員である理事の中から定める。
- 3 監事は、評議員総会の決議によって、正会員の中から選任する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人その他これらに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 この法人の理事は、選任される時点で満71歳未満でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、予め理事会で定めた順序により、会長を代行してその業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とする。但し、任期途中で欠けた理事を補充するために選任された理事の任期は、任期途中で欠けた理事の任期満了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第47条1項所定の定時評議員総会の終結のときまでとする。但し、任期途中で欠けた監事を補充するために選任された監事の任期は、任期途中で欠けた監事の任期満了の時までとする。

3 理事又は監事の再選は妨げない。但し、会長の再選については連続6期6年を限度とする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第29条 理事又は監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で、評議員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員賠償責任の免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) その他法律又はこの定款により理事会の権限とされる事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め定めた順序に従い副会長が理事会を招集する。



(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 会員総会

(構成)

第36条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第37条 会長は、評議員総会に付議され決議された事項について、会員総会の諮問に付し、意見を求めるものとする。

2 評議員総会は、会員総会において評議員総会の決議と異なる意見が採択された場合においては、当該事項について再検討しなければならないものとする。

3 会員は、この法人の組織又は運営に関するあらゆる事項に関して、会員総会に議案を提出して討議と決議を求めることができる。この議案を提出しようとする会員は、予め会員総会の開催される日の3週間前までに、議案の内容と理由を記載しかつ会員20名以上の賛同を得たことを証する署名押印のある議案提出書を、会長宛に提出しなければならない。この議案について会員総会で賛成する決議がなされたときには、会長は、速やかに評議員総会を招集し、会員総会での決議事項を評議員総会に付議し、評議員総会の判断を求めなければならない。

(開催)

第38条 会員総会は、毎年5月に定時会員総会を開催し、必要があるときに臨時会員総会を開催する。

(招集)

第39条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員は、会員総数の10分の1以上の賛同を得て、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第40条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第41条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第42条 会員総会は総会員の過半数が出席して開催し、その決議は出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(会員集会)

第43条 会員総会の出席者が定足数に満たない場合においては、会員総会に代えて、会員集会を開催することができるものとし、出席した会員は、会員総会の決議に準じて会員集会の決議を行うことができる。

2 評議員総会は、会員集会でなされた決議を尊重し、相応の配慮をしなければならない。

(議事録)

第44条 会員総会又は会員集会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経た上で、事業年度開始後の最初の評議員総会で承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員総会に提出し、次の第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、一般法人法上の社員名簿である評議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、並びに、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（保有株式の扱い）

第48条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式の発行会社又は出資先会社に対して株主又は出資者としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当又は利息の受領
- (2) 無償新株式引受
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主又は出資者宛配付書類の受領

（剰余金の分配）

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第50条 この定款は、第22条第2項所定の評議員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第51条 この法人は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

- 2 この法人が、公益法人に認定された後、その認定取消となる場合、又は、公益法人以外の法人との合併により当法人が消滅することとなる場合において、当法人に公益目的取得財産残額があるときには、取消の日又は合併の日から1か月以内に当該財産に相当する額の財産を前項記載の国若しくは地方公共団体又は法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 附則

(権利義務と資産負債の承継)

第54条 この法人は、この法人の設立と同時に、法人格なき社団である日本劇作家協会(所在地：東京都杉並区)(1993(平成5)年12月27日設立)(以下「旧劇作家協会」という。)の同意を得て、その資産負債その他一切の権利義務を承継する。

- 2 旧劇作家協会に対する債権を有する者であってこの法人が旧劇作家協会の当該債務を承継することに異議のある者は、理事会に対してその旨の通知をすることができる。この場合において、この法人は、異議を申し出た者に対し、直ちに債務の全部を返済する。

(法人設立時の会員)

第55条 この法人設立の時点におけるこの法人の会員は、この法人設立の時点において旧劇作家協会の会員であった者とする。

- 2 旧劇作家協会の会員であってこの法人の会員となることを希望しない者は、理事会に対して書面をもってその旨の通知をすることができる。この場合においては、当該会員は、この法人の設立と同時に旧劇作家協会を退会し、この法人の会員とならなかったものとする。

(設立時社員)

第56条 【記載省略】

(設立時役員)

第57条 【記載省略】

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## 第12章 2021（令和3）年改正附則

（施行日）

### 第59条

この定款改正は、2021（令和3）年11月1日から施行する。

（評議員及び評議員総会に関する経過措置）

第60条 2021（令和3）年11月1日の時点で、評議員及び評議員総会に関して、次の経過措置を講ずる。

- (1) 改正前の定款に基づき2021（令和3）年10月31日の時点で代議員の地位にある者は、規約改正が施行されるのと同時にその呼称が選挙評議員に変更され、2021（令和3）年11月1日以降、変更後の定款で定める選挙評議員としての地位と権限を有し、かつ、義務を負うものとし、この規約が改正された後に第12条に基づき最初に実施される評議員選挙（以下、「最初の評議員選挙」という。）が終結するのと同時に、その任期を満了する。
  - (2) 第11条第3項は効力を生じないものとし、これに代えて、第11条第3項を「最初の評議員選挙が終結するまでの間においては、選挙評議員14名をもって評議員とする。」と読み替える。
  - (3) 第11条第5項、及び、第12条の2は効力を生じないものとする。
  - (4) 第16条第1項は効力を生じないものとし、これに代えて、第16条1項を「この定款変更が施行された後、最初の評議員選挙が終結するまでの間においては、評議員総会は、選挙評議員14名をもって構成する。」と読み替える。
- 2 この定款変更が施行された後、最初の評議員選挙が終結した時点で、前項記載の経過措置を全部廃止し、評議員及び評議員総会に関して、改めて次の経過措置を講ずる。
- (1) 第11条第2項の効力を停止し、これに代えて、第11条第2項を「第12条の2に基づき推薦評議員の選任が完了しその任期が始まるまでの間において、評議員の総数は10名とする。」と読み替える。
  - (2) 第11条第3項の効力を停止し、これに代えて、第11条第3項を「評議員総数に占める男性と女性の比率をそれぞれ4割以上とすることを実現させるため、クオータ制を採用することとし、選挙評議員10名の外に、第12条の2に基づき推薦評議員4名を選任する手続を速やかに実施する。」と読み替える。
  - (3) 第11条第5項は効力を生じないものとする。
  - (4) 第16条第1項の効力を停止し、これに代えて、第16条第1項を「第12条の2に基づき推薦評議員の選任が完了しその任期が始まるまでの間において、評議員総会は、第12条所定の評議員選挙により正会員の中から選出された選挙評議員10名により構成する。」と読み替える。
  - (5) 第17条が定める評議員総会の権限のうち、定款の改正については、推薦評議員4名が選任されその任期が開始する時点まで、行うことができないものとする。

- 3 第12条の2に基づき推薦評議員が選任されその任期が開始した時点で、前項の経過措置を全部廃止する。

(理事の員数及び副会長に関する経過措置)

第61条 2021(令和3)年11月1日から2022(令和4)年2月28日までの間、理事の員数及び副会長に関して、次の経過措置を講ずる。

- (1) 第24条第1項(1)の効力を停止し、これに代えて、第24条第1項(1)を「理事 5名」と読み替える。
- (2) 第24条第2項の効力を停止し、これに代えて、第24条第2項を「理事のうち1名を会長とする。」と読み替える。
- (3) 第25条第1項について、「理事のうち少なくとも4名」との記載部分について、「理事のうち少なくとも3名」と読み替える。
- (4) 第60条第2項(2)に基づき選任された推薦評議員4名の任期が開始した後に開催される臨時評議員総会は、2022(令和4)年3月1日から任期の始まる理事7名を選任する。
- (5) 第25条第2項の効力を停止し、これに代えて、第25条第2項を「2022(令和4)年2月28日までを任期とする会長は、理事会の決議によって、評議員である理事の中から選任することとし、2022(令和4)年3月1日から任期の始まる会長及び副会長は、前掲(4)により選任された7名の理事により構成される理事会の決議によって、評議員である理事の中から定める。」と読み替える。